

産業廃棄物の中間処理施設

この施設の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の大阪府知事の許可を受けています。

産業廃棄物の種類

木くず・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず
ガラスくず・がれき類・紙くず・繊維くず
以上8種類

管理責任者

連絡先電話番号

中間処理施設所在地

柏原市

保管高さ

m

保管上限

m³

事業者

許可年月日

許可番号

許可の有効期限満了日

事業者住所

大阪市浪速区